

総務常任委員会

令和2年3月17日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○伴 吉晴	小城 世督
嶋田 善行	井上 卓也	横田 敏文
坂口 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西卷 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大野 彰彦
同 課 長 補 佐	福田 善行	まちづくり政策課長	本庄 徳光
同 課 長 補 佐	柳井孝一朗	財 政 課 長	福居 哲也
同 課 長 補 佐	上山 泰史	税 務 課 長	真弓 啓
会 計 管 理 者	黒崎 益範	監 査 委 員 書 記	角井 幸司
教委総務課長	安藤 晴康	同 課 長 補 佐	岡村 智生
生涯学習課長	栗本 公生	同 参 事	平田 政彦

3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 伴委員、小城委員

委員長

皆さんおはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、伴委員、小城委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しているとおりでございます。

初めに、1. 付託議案（1）議案第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 面巻総務部長。

総務部長

おはようございます。

それでは、議案第2号、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（議案書朗読）

総務部長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきます。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略をさせていただきます。

議案書末尾、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（要旨）をご覧いただきたいと思います。

主な改正内容についてでございますが、「斑鳩町監査委員に関する条例」、「斑鳩町下水道事業の設置等に関する条例」及び「斑鳩町水道事業の設置等に関する

条例」の3つの条例におきまして、それぞれの条例において引用しております地方自治法の条項に関し、同法の改正に伴い、条ずれが生じたことによる条文整理等となります。次に2. 施行期日ですが、令和2年4月1日から施行いたします。

以上、議案第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましての説明とさせていただきます。ご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、さきで開催されました建設水道常任委員会において、その所管に関する内容につきましては説明されておりますことを申し添えておきます。それでは、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第2号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

おはようございます。
それでは、議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。
はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いを申しあげます。それでは、議案書末尾、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧くださいと思います。

今回の条例改正については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例において、所要の改正を行うものであります。

はじめに、1. 改正内容についてであります。本条例において引用しております「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」が改正されたことにより、法律名が改正されたこと及び条ずれが生じたことによる条文整理となります。次に2. 施行期日についてであります。公布の日から施行します。

以上、議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 伴委員。

伴委員

最後のこの施行期日、これ公布の日からって、公布の日はいつになるような予定になってますか。

委員長

仲村総務課長。

総務課長

こちらにつきましては、ご議決賜りましたら、すみやかに交付してまいりたいということで考えております。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第3号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第4号 斑鳩町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

それでは、議案第4号 斑鳩町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましても、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案書末尾、斑鳩町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例(要旨)をご覧いただきたいと思います。今回の条例改正につきましても、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員におけるサービスの宣誓の方法について、任命権者が常勤の職員と別段の定めをすることができるよう改正を行うものであります。

なお、現行、斑鳩町職員のサービスの宣誓に関する条例の規定に基づき、常勤の職員につきましても、任用時に、副町長の面前で宣誓書を朗読し、署名押印を行っておりますが、会計年度任用職員につきましても、署名押印した宣誓書の提出を求めるのみとし、面前での宣誓書の朗読を省略すること、また、同一の職員につき、再度の任用を行った場合には、先の任用に際して行ったサービスの宣誓をもって、

これを行ったものとみなす運用を想定しているところでございます。なお、施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第4号 斑鳩町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 議案第7号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 福居財政課長。

財政課長 それでは、議案第7号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)につきましてご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

財政課長 それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入から説明させていただきます。補正予算書の9ページをお開きいただけますでしょうか。はじめに、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金で

は、第1目 民生費国庫負担金の第2節 障害福祉費負担金で、身体障害者の更生医療費給付費が当初見積りを上回ることから、障害者医療費負担金183万2千円の増額、第3節 保険基盤安定負担金で、国民健康保険にかかる保険基盤安定負担金の確定に伴う3万6千円の増額をお願いするものです。次に、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金の第2節 戸籍住民基本台帳費補助金で、国の補正予算にマイナンバー制度促進の予算が計上されたことにより、本町が負担する通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金の上限見込額が引き上げられ、この費用が補助対象となることから、個人番号カード交付事業費補助金115万1千円の増額をお願いするものです。第2目 民生費国庫補助金では、第2節 障害福祉費補助金で、重度障害者等の日常生活用具給付費が当初見積りを上回ることから、地域生活支援事業費補助金12万7千円の増額をお願いするものです。第6目 教育費国庫補助金では、第1節 小学校費補助金で、国の補正予算にGIGAスクール構想の実現に向けた学校のICT環境整備促進の予算が計上され、この補助制度を活用して校内通信ネットワークの整備や教育用パソコンの導入等を行うことから、その小学校分の補助金として7,031万5千円の増額、第2節 中学校費補助金で、斑鳩中学校の照明設備LED化更新が交付金対象事業として内定されたことから、学校施設環境改善交付金866万6千円の増額と、先ほど申しあげた学校のICT環境整備に係る中学校分の補助金として、3,202万円の増額をお願いするものです。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時14分 休憩)

(午前9時15分 再開)

委員長 再開いたします。 福居財政課長。

財政課長 10ページをお開きいただけますでしょうか。第16款 県支出金、第1項 県負担金では、国庫負担金と同様の理由により、第2目 民生費県負担金の第3節 障害福祉費負担金で、障害者医療費負担金91万6千円の増額と、第4節 保険基盤安定負担金で、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金1万8千円の増額を

お願いするものです。次に、第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助金で、国庫補助金で申しあげた地域生活支援事業費補助金と同様の理由により、6万3千円の増額をお願いするものであります。次に、第18款 寄附金、第1項 寄附金では、第1目 寄附金で、ふるさと納税の申込が、予算現額を上回る見込みであることから、第1節 教育費寄附金で、200万円の増額をお願いするものであります。11ページにお移りいただけますでしょうか。第22款 町債、第1項 町債では、第6目 教育債の第1節 学校教育施設等整備事業債で、国庫補助金で申しあげた小中学校のICT環境整備と斑鳩中学校の照明設備LED化更新に要する費用の財源として、8,200万円の増額をお願いするものであります。以上が、歳入の補正内容であります。

12ページをお開きいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算の補正についてであります。はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費の第19節 負担金補助及び交付金で、職員の退職に伴う職員退職手当負担金として、5,395万9千円の増額をお願いするものです。第3目 財政管理費では、歳入で申しあげたふるさと納税額の増に伴い、第8節 報償費で、お礼にかかる費用80万円の増額をお願いするものです。次に、第3項 戸籍住民基本台帳費では、歳入で申しあげたとおり、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金の上限見込額が引き上げられ、交付金が当初見積りを上回ることから、115万1千円の増額をお願いするものです。次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費の第28節 繰出金で、歳入で申しあげた国民健康保険にかかる保険基盤安定負担金の確定に伴う国民健康保険事業特別会計への繰出金7万3千円の増額をお願いするものです。第7目 障害福祉費では、第20節 扶助費で、歳入で申しあげた身体障害者の更生医療費給付費と重度障害者等の日常生活用具給付費がそれぞれ当初見積りを上回ることから、あわせて407万4千円の増額をお願いするものです。第9目 介護保険事業繰出費では、第28節 繰出金で、社会保障・税番号制度対応のためのシステム改修に伴う介護保険事業特別会計への繰出金27万2千円の増額をお願いするものです。13ページにお移りいただきまして、第2項 児童福祉費では、第2目 保育園費で、町立保育所の入所児童に対する保育士の基準配置により、当初予定していた臨時保育士を超える雇用となったことから、第3節 職員手当等で、臨時職員通勤手当7万3千円の増額、第4節 共済費で、社会保険料等81

万8千円の増額、第7節 賃金で、臨時保育士賃金392万6千円の増額をお願いするものです。次に、第9款 教育費、第2項 小学校費では、第2目 教育振興費で、歳入で申しあげた小学校のICT環境整備に要する費用として、第13節 委託料で、教育用パソコン等の機器設定と校内通信ネットワーク整備等の業務委託料、あわせて9,286万円の増額、第18節 備品購入費で、教育用パソコンの購入費として2,529万円の増額をお願いするものです。14ページをお開きいただけますでしょうか。第3項 中学校費では、第1目 学校管理費で、歳入で申しあげた斑鳩中学校の照明設備LED化更新に要する費用として第15節 工事請負費で2,650万円の増額をお願いするものです。第2目 教育振興費では、小学校費と同様に、中学校のICT環境整備に要する費用として、第13節 委託料で、教育用パソコン等の機器設定と校内通信ネットワーク整備等の業務委託料、あわせて4,398万円の増額、第18節 備品購入費で、教育用パソコンの購入費として1,062万円の増額をお願いするものです。次に、第5項 社会教育費では、第4目 文化財保存費の第25節 積立金で、歳入で申しあげた教育費寄附金として「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」への積立てを希望される寄附金の積立金200万円の増額をお願いするものです。15ページにお移りいただきまして、第12款 予備費では、今回の補正に要する財源として、6,725万2千円を充当させていただく補正をお願いするものです。

恐れ入りますが、4ページにお移りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費補正についてです。本年度会計において予算の支出を見込めない事業がありますことから、それぞれ予算措置の追加をお願いするものであります。はじめに、第4款 衛生費では、第2項 清掃費で、資源物共通指定袋等購入事業において、指定袋の発注後に、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、製作地である中国の工場の稼働停止が長引き、納入が大幅に遅れる見込みとなったことから、その購入費用として554万4千円をお願いしております。次に、第9款 教育費では、歳出において増額補正を申しあげた事業のうち、第2項 小学校費で、小学校ICT環境整備事業として1億1,815万円、第3項 中学校費で、中学校照明設備LED化事業として2,650万円、中学校ICT環境整備事業として、5,460万円をそれぞれお願いしております。

5ページにお移りいただきまして、第3表 地方債補正についてです。歳入で申しあげましたとおり、学校教育施設等整備事業で、小中学校のICT環境整備

と斑鳩中学校の照明設備LED化更新に要する費用の財源として、限度額を8,200万円とする地方債の追加をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

財政課長 以上で、議案第7号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)につきましてのご説明とさせていただきます。ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。さきで開催されました厚生常任委員会において、その所管に関する内容につきましては説明されておりますことを申し添えておきます。

それでは、質疑をお受けいたします。 伴委員。

伴委員 議案書の4ページ、5ページの教育費、その下の学校教育等施設等整備事業、教育長にお願いしたいんですけど、このICT環境整備事業ですが、前、説明があり質疑させていただきましたけど、もう一度確認っていうか教えてほしい、これは国が全国一律でこういうようなやつをしていきたいということで、他の自治体、地方自治体もみんなこういう形になるのか、それかもしくは希望するところだけこういう事業を進めていくのか、まずそこから教えてください。

委員長 山本教育長。

教育長 今のご質問にお答えしたいと思います。一律とお考えいただいたら良いと思います。各自治体で手を挙げないということは考えられないと。ただ、県内でも今どういう状況になっているか、最終把握はしておらんですけれども、手を挙げたくても挙げられないところがあるというふうに聞いてます。そうなりますと、大まかな話なんですけども、10分の8の補助がない、すべての小学校・中学校で1人1台入れるという形はもう明確になっておりますので、そういった授業体系

を組んでいくともう国が出しておりますので、10分の8の補助をいただくか、10分の10、市が町が持つか、ということを選択するとなりますと、やはり手を挙げるという形ですべてが一律的にいくものと考えております。

伴委員　　今のでよう。まあ言うたら、国が、挙げたくても挙げれないところはあるけど、基本的には挙げれる体力といいますか、そういうものがあることという環境があるところはほとんど、これ準拠していくとか、そういう流れになっていると。そしたら今、これ予算書でこういう形になってますねけど、たぶん当初予算でなく、補正のほうで、国の段取りといいますか、そういうことが絡んでいるんやと思いますけど、これは確かこないだ順々にと、まあ言うたら学年なんか、たぶん学年やと思います、学校によって順々にするとややこしくなりますんで、学年ごととか、小学校・中学校とと思ってましてんけど、これは全部、全学年分がここにいっぺんに入ってくるわけですか、ちょっとその部分教えてください。

教育長　　お答えしたいと思います。まずは小学校5・6年生と中学校1年生、順次学年を追って入っていく5か年計画で入っていくというような状況、これは全国一律ですんで、奈良県だけこういう形をするというものではございません。以上です。

伴委員　　わかりました。この今金額出ているのは、その小学校6年、中学校1年分だけの金額、でしたらちょっと金額大きいように思いますけども、これ先お金だけ貰うとか、補助だけ貰って、設備は後からになっていくというような形に、そしたら結構年数かかってしまうと思いますわ。今の格好からいきましても、5年かかるんか、3年以上は絶対かかると思いますけど、今これ見るとそこそこの金額が入ってきている、パソコンの費用から、あと環境もありますやろうけど、その辺どないなってまんねやろ。

教育長　　詳細の確認をしたいと思うんですが、入るのはそういう年度を追ってなんですけども、金額は一律に払うものではないと私把握しているんですが、確認させていただきたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

委員長　　暫時休憩します。

(午前9時28分 休憩)

(午前9時28分 再開)

委員長 再開します。 安藤教育委員会総務課長。

教委総務課長 令和2年度におきましては、高速通信ネットワーク、ケーブルの整備とあとパソコンを保管する電源キャビネットの整備を行いますので、それについては2年度で一斉に行うと。パソコンにつきましては、順次追ってですね、2年度、3年度、4年度、5年度までの間に順次整備をしていく、パソコンは順次整備していくというように考えているところでございます。

伴委員 今回は国がこの年度末に急くようにと言ったら表現が難しいんかわかりませんが、ここでえらい入ってきてバタバタという形で、これ繰越せなあかんようなこんな形になってくると。今後は令和2年度内に次のやつが入ってくると、今回だけ繰越するような形になるのか、毎回、年度末、年度末にこういう形になるのか、これは国でないとわからんと思いますけども、なんかそんな情報はどんなもんですか。

教委総務課長 パソコンの整備の費用につきましては、3年度、4年度、5年度という形で、順次パソコンに係る費用を予算計上、そしてまた補助をもらうという形になるというふうに、今確認しております。

伴委員 私なんで細かい、国がらみの話するかというと、ちょっと年数が長い、結局LEDでもその度その都度、途中で空いた時もある。正直言うて、国のいろんな災害等の条件とかで、間が空いて、また環境が整ったらLEDの整備ができると。パソコンは正直言うてある程度旬のあるもんですので、国がしっかりとその辺を先々の計画をちゃんとしていただかないと、こちらのほうも非常に、子どもにかかわることやし、備わっている学年があるのに、片方はいつになったら備わんねんということのないようにだけ、情報収集とその辺していただきたいなという思いで質問させていただきました。だいたいわかりましたんで、結構です。

委員長

私も以前ですね、補助金について県がいいよということで繰り越して使おうとしていたら、不正使用だというふうに言われたこともありまして、だから期限があるのかとか、国の考え方をきちっと確認したうえで、補助金については使うようにしていただきたいと思いますので、その点もお願いしておきます。

あと、今回導入するにあたっては、教育長おっしゃったように、財源を国が大幅に持ってもらえるというのと、時代の流れとしてやっぱり子どもたちにはパソコンに触れていくという教育環境をつくっていくことは必要だと思いますので、導入するということが自体に問題があるというふうに思いませんけど、前回の委員会等でも、今後の運用についてはいろいろ注意する必要があるということで、委員さんからも指摘がありましたので、この点については十分配慮しながら行っていただきたいというふうに思いますので、お願いしておきます。

他にございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第7号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事

それでは、2. 継続審査(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて報告させていただきます。

はじめに、斑鳩町文化財活用センターについてであります。令和2年3月4日付け「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る町公共施設の臨時休館等につい

て」の文書にて議員のみなさまにお知らせさせていただきましたとおり、当文化財センターは、国内だけでなく外国からも不特定多数の方が来館され、映像ホールでの視聴や展示室での観覧など比較的長時間の滞在をする性格を有する学習施設でありますことから、その感染拡大防止をするため、3月5日から3月31日まで臨時休館とさせていただきます。

次に令和2年度の春季の展示会について、日程等の開催内容が決まりましたのでご報告いたします。開催期間は5月23日から7月5日までとし、斑鳩町内の古墳で、有名な藤ノ木古墳や竜田御坊山3号墳などのほかに、神南古墳群やヒヅメ金塚古墳など、あまり知られていない古墳が所在しておりますことから、今回の展示に関しましては、これらの町内にあつてあまり知られていない古墳を紹介し、その存在や内容を知ってもらうことを目的とした展示会の開催を計画しております。また、昨年度の奈良大学との共同調査において出土して話題となりました甲塚古墳の銅鏡を当町で初公開する予定をしております。ただし、当展示会を含め令和2年4月1日以降のセンターの運営につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を勘案しながら対応してまいりたいと考えておりますことから、常設展示の観覧や展示会の延期または中止などの措置をとる場合がございますことをご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、斑鳩町文化財保護審議会の開催についてであります。前回の当総務常任委員会にて開催の報告をさせていただきました斑鳩町文化財保護審議会につきましては、去る2月25日に開催し、今年度を実施しました史跡藤ノ木古墳の固化土舗装の改修工事や、五百井地区の大方家文書の進捗状況などとともに、来年度の文化財関係事業計画について報告をしまして、委員のみなさまより、ご指導いただいたところであります。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
嶋田委員。

嶋田委員 来年度展示ですね、あまり知られていない古墳群を紹介するということなんですけれども、その古墳群の内容ですね、調査はしておられるんですか。

委員長 平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事 ただいま例に出しました、例えば神南古墳群でございますけど、これはもう宅地開発によって、どうも壊されたようで、出土遺物が神南地区のご在住の方が所持されておりますことから、そういったものをお借りして神南古墳群を紹介するようなことを考えているところです。その他につきましては、発掘調査において、古墳自体は主体部の埋蔵施設は見つかっておりませんが、例えば周壕という周りの堀なんかを掘り当てた時なんかは埴輪がかなりまとまって出ておりますので、そういったものをご紹介していくという予定です。以上であります。

嶋田委員 斑鳩町に点在する古墳群、紹介するというのはいいい企画だと思いますんでね、ぜひともやっていただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。
当継続審査のタイトルにつきましては、2月20日の当委員会において確認いたしましたように、3月25日の本会議閉会後の継続審査申出書から「斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて」と案件名を変更することとし、本日の委員会の最後にお諮りいたしますので、申し添えておきます。
次に、3. 各課報告事項を議題といたします。
(1) 町立幼稚園の預かり保育の実施(案)について、理事者の報告を求めます。 安藤教育委員会総務課長。

教委総務
課長 各課報告事項の(1) 町立幼稚園の預かり保育の実施(案)につきまして、ご説明をさせていただきます。このことにつきましては、11月の総務常任委員会におきまして、検討を進めていくということでご報告をさせていただいたもので

ございます。まず、1. 目的でございますが、幼稚園における預かり保育のニーズが高いことを踏まえ、町立幼稚園で預かり保育を実施することにより、保護者の就労等の機会を確保するとともに、子どもの健やかな育成を図ることで、更なる子育て支援策の充実を行うというものでございます。

2. 実施内容であります。 (1) 対象者は町立幼稚園に在籍する園児としております。 (2) 預かり保育の種類は、①保育の必要性のある園児が利用する「預かり保育」でございます。これは、共働き世帯や保護者の出産などの理由によるものでございます。また②、上記①に該当しない保育の必要性のない園児が一時的に利用する「一時預かり保育」としてしております。こちらは、保護者の体調不良であるとか、冠婚葬祭等々で、一時的に利用がなされるものと考えております。

続きまして (3) 預かり保育時間及び利用料等でございます。まず、学期中の月・火・木・金曜日は通常の保育時間終了後の午後3時から午後5時30分まで、水曜日は午後0時、正午から午後5時30分まで、そして長期休業期間中は午前8時30分から午後5時30分までとしております。また、利用料はそれぞれ1回300円としております。なお、土曜日・日曜日・祝日・年末年始は除きます。また保育の必要性のある園児につきましては、月額11,300円、1日当たりで450円まで幼児教育・保育の無償化の対象になります。また、保育の必要性のない園児につきましては、無償化の対象になりませんが、非課税世帯・多子世帯を対象に減免制度を設けることとしております。次に (4) 実施場所は、各幼稚園の教室または遊戯室でございます。次に、 (5) 定員は、預かり保育が各園40人、一時預かり保育が各園20人としております。次に、 (6) 実施体制でございますが、預かり保育担当の臨時講師を幼児概ね20人につき1人を配置することとしております。ただし、常時2人以上の配置としております。次に、 (7) その他としまして、水曜日及び長期休業期間中は家庭から弁当・水筒を持参することとしております。最後に、3. 実施時期でございますけれども、令和3年4月から開始を予定しております。例年、夏に新入園児の募集をしておりますので、その時期に合わせて周知をしていく予定でございます。

以上、町立幼稚園の預かり保育の実施(案)についてのご説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

嶋田委員。

嶋田委員 念のために聞くんですけど、これはその幼稚園に通っている子が対象ですか、それともそれ以外の子でも受け入れるということなんですか。

委員長 安藤教育委員会総務課長。

教委総務 その幼稚園に在籍する園児を対象としております。

課長

委員長 他にございませんか。 小城委員。

小城委員 この6番ですね、担当臨時講師ということで、これは預かり保育をするのは、もう担任等常勤の先生はしない、見ないということによろしいですかね。

委員長 安藤教育委員会総務課長。

教委総務 まったく教員が関わらないということはありません。ただし、専属の臨時講師をきっちり体制を整えて実施していこうというものでございます。

課長

小城委員 担任の先生も見るということであれば、今まで以上に負荷がかかると思うので、その辺で通常の業務時間等に、子どもに関することで滞りのないようにしていただければ、そのような体制をとっていただければと思います。以上です。

委員長 他にございませんか。 伴委員。

伴委員 この預かり保育、今説明聞かせていただきまして、まず実施時期ですねけど、確か私、去年の6月議会だったと思いますねけど、幼稚園のあり方ということで質問させていただいて、無償化がほぼ間違いなく決定されているという中で、今後の住民のニーズという面で、どういように町立幼稚園のあり方を考えていただけるのかということで質問させていただきました。その中で、結局、その当時の教育長が「預かり保育」というようなこともおっしゃられ、それで今後ニーズ

を町立の幼稚園を存続させ、そしてまた利用していただけるような環境をつかっていきたいというような答弁があったと私は記憶しておるんですが、そこから結局、令和3年4月から、やっていきたいという緊張感からいきますと、令和2年4月から始められるような、募集に間に合うような形でこれがまとめられなかったのか。結局、その時でも考えていると、そういうことをおっしゃられてる中で、1年大きいと思うんです。今年の募集はどれだけの園児か私は存じておりません。だけど、決して楽観的な形になってないんじゃないかなと、勝手に思っておるんですが、やっぱり無償化ということになると、私立に流れるんじゃないかなと、それでまた保育園のほうがニーズがあるんじゃないかと、今働いておられる方も多いですから。その中で、幼稚園は幼稚園の使命、町立幼稚園の使命という面で、ちょっと質問させていただいた。来年からというような形、これ民間やったら正直言うて今年から始められると思いますわ。このあたりどう考えておられるか、ちょっと聞かせてください。教育長お願いします。

委員長

山本教育長。

教育長

このことに関しましては、すごく教育委員会自体としても危機感を持っております。公立幼稚園の入園生が減ってきてるということも把握しておりました。西幼稚園の保護者数名からもそういう要望がありました。実は、子どもを地元の公立幼稚園に通わせたいと。しかしながら保育園が、また私立保育園が無償化になっているという状況の中で、悩んでいるお母さん方もおるという話も聞いておりました。ですから思いとしては、今おっしゃるように、この預かり保育については積極的に、できたらこの4月からやりたいという思いはありました。

しかしながら8月に、夏季休業中に毎年、保護者、つまり幼稚園に入園希望の保護者を対象にそういった説明会を実施いたします。実施するにあたっては詳細がまだこちらとしては、4月1日からするという状況にはなかったというのが現状でございます。といいますのは、実際始めてみるは、その保護者の思いに応えられないというような内容であると少し無責任ではないのかなと。さらに思うところは、公立幼稚園で、表現が荒いですが、私立保育園、私立幼稚園の子どもを取りに行きたい、積極的に公立幼稚園に希望する保護者の方の数を増やしたいということを考えますと、じゃあ差別性をどう図っていくのか、預かればただ

それでいいのか、だけではなくて、預かった時に、やはり付加価値をつけていきたい、例えば夏季休業中も実施していくのであれば、その間こういった形で子どもたちに、単なる預かるだけではなくて、他の幼稚園、保育園ではやってないような付加価値をつけていきたい、差別性をはかってまいりたい。それから先ほど小城委員がおっしゃったように、現在勤務されている先生方の勤務の負荷も考えた時には、新たに人材を用意していかなくてはならない、予算措置の問題もありますので、そういうこと総合的に考えますと、来年度の4月からすることがより現実的で、保護者にも、また入ってくるお子さんにも負担をかけることがないのではないかとということで、1年遅らさせていただいたのが現状でございます。

伴委員

確かに行政には、私立、また私は民間企業、どうしても企業ということがあるんですが、迅速性っていうより、安定性、そういうものが重要視されるということはわかります。こっちに寄せていただいて感じることが多いです。その中でひとつだけお聞きしたいんですけども、それでしたら、園児の数がこの4月から予定されている、どうですか、やっぱり少なくなってますか。現状維持というか、少なくはなってきたておりました、入園式とかその辺でだいたいどうかなってというのは私、把握しているんですけども、寄せていただいて、西ですけど、実際のところ、この斑鳩町全町で、そのあたりの人数は減ってはおりませんか、それだけお聞きします、それでしたら。

教育長

そのことに関しましては、課長から回答します。

委員長

安藤教育委員会総務課長。

教委総務
課長

令和2年度の入園見込み数でございますが、各幼稚園ごとに申しあげますと、斑鳩幼稚園が67、斑鳩西幼稚園が35、斑鳩東幼稚園が57、合計159となっております。そして、現在の入園者の状況でございますが、斑鳩幼稚園が71、西幼稚園が52、東幼稚園が64、合計で187という状況でございます。

伴委員

全体的にすべて3園とも、これは想定できたことやと思います。このままいくと、よく、国のコロナウイルス違いますけど、なんとか踏みとどまっているとい

う表現がありましたけど、なんかそれを感じているような、なんとか踏みとどまられてるかなというような。でないと西なんかだったら、52人が35人になっている、これ限界、なんとか踏みとどまっている。だからもし今後、継続ということを考えていくには、そういう数字まできているというように感じますが、これ来年4月からという形でなってるわけですから、来年正直言うて、この間、予算委員会で町民プールの話、教育長とさせてもらいました、あれと同じような気持ちで、来年の募集定員がやっぱりある程度、逆にこれによって伸びるような、民間の経営を圧迫しないということも確かにあるかわかりませんが、それやったらもう止める、形を変えるということが必要なんだと思います、はっきり言うて。

それを気づかうのであれば、これ税ですよって、原資が。まずそれを考えていただいて緊張感を持って来年の募集のある程度数字が元に戻っていく、元々下がっていたわけですから、その数字より下がっているわけですから、そのあたりを来年注視させていただきます。以上です。結構ですんで。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 私からも少しお尋ねしたいんですけども、この取り組みにつきましては、以前にも申しあげましたように、非常に高く評価をさせていただいております。保護者の願いに答えたものでありますし、これによって伴委員がおっしゃるように、入園児を増やしていくことが見込めると思いますので、ぜひ頑張っていただきたいなと思ってますけども、先ほど教育長おっしゃった付加価値というのはどういうものを考えていらっしゃるんですか。 山本教育長。

教育長 まだ、私見のところを超える範囲ではございませんけども、例えばALTがおります。ALTがおりますので、通常の3幼稚園でも通常の時間帯でも教えてるわけなんですけども、ALTによる英会話を考えることができますし、それから通常時はできるだけ避けたいなと思っているんですけど、長期休業中でしたら、中学校の体育の専門の教師がおりますので、体操とか、そういった体を動かすようなものを考えております。英語に関しましては、小学校の英語専科の教員もお

りますので、そういった教員の力も借りながら、幼稚園の預かり保育をしている子どもたちを対象に子どもたちが学べる、楽しく学べる英会話、それからもうひとつはひらがなとかお絵かきとか、美術の教師もおりますので、そういったところでなんとか先生方の力も借りながら長期休業中に取り組むというのは、これは公立幼稚園ならではのことかなと思っております。したがって、そういった差別性をはかりながら、取り組んでまいりたいという、あくまでも私見の範囲を越えておりませんが、そのように思っているところでございます。以上です。

委員長

保育園とすみ分けをきちっとはかっていくということも必要なんですけども、やっぱり教育ですから、ただ単に預かるっていうのではなしに、やっぱりそういう教育内容を盛り込んだ形でやっていただけるというのは非常にいいことだと思います。ただそういう教育の部分と、もう一方で保育の部分があって、やっぱり預かる中で安全性をきちっと確保していくということが大切やと思うんですけど、ひとつの各園40人の定員ということですけども、これそれぞれ園の在籍児童と入園申し込み児童も違いますけども、だいたいどの園も40人は超えないだろうということでこういう設定してはるんですかね。 安藤教育委員会総務課長。

教委総務
課長

この人数につきましては、今、子ども・子育て支援計画を策定しております。その必要量から積算しますと、各園40人として、一時預かりは20人ということが必要になってくるというところでございます。以上でございます。

委員長

実際に運用する中で、申し込みが増えてくれば当然また柔軟に対応していただけるのかなと思ってますのと、あともう1点は基準ですね。20人に1人という、保育園でも年長さん等についてはそういう基準で運営されてますけど、保育園については複数担任制という形で必ず20人に1人ではなしに、手厚い体制をとっていただいていると思うんですが、そこはぎりぎりの人数になって、常時2人はいていただくという形ですけど、じゃあ40人来たときに2人でいけるのかという点については、どう考えてはるんでしょうか。

安藤教育委員会総務課長。

教委総務

この基準につきましては、国から預かり保育の質に関してというところで示さ

課長 れているものでございます。おっしゃるように機械的に人数20人に対して1人と、それが40人となった時ということなんですけども、実際、その時の子どもたちの状況もですね、例えば支援を要する子どもたちがいる、いないということもあろうかと思っておりますので、ですので、そこは現場の状況を見ながら対応を考えていく必要があると考えております。

委員長 今学童のほう、これはもう小学生にはなりますけど、20人に1人という基準ですけど、やっぱりそれじゃあちょっと、なかなかね、見きれないということで、学童も体制も厚くしていただいていると思えますんで、幼稚園も安全管理については非常に注意をはらっていただいて、体制についてはできるだけ厚い体制をとっていただきますように、また再来年度の実施に向けてですね、検討のほう進めたいと思いますんで、よろしくをお願いします。

他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)人事評価結果の昇給及び勤勉手当への活用について、理事者の報告を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 各課報告事項(2)、人事評価結果の昇給及び勤勉手当への活用についてご説明をさせていただきます。資料番号2の「人事評価結果の昇給及び勤勉手当への活用について」という標題の資料をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、その背景についてであります。本町では、職員の人材育成、能力開発を推進するとともに、組織マネジメントの向上を図ることを目的に、平成21年度から能力評価に基づく人事考課制度を、平成28年度から能力評価及び業績評価に基づく人事評価制度を実施しているところでございます。人事評価の結果につきましては、現在、昇任における基礎資料として活用を行っているところでありますが、地方公務員法においては、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものと規定されておりますことから、新たに昇給及び勤勉手当への活用を行うものでございます。なお、このたびの昇給及び勤勉手当への活用にあたりましては、積極的に処遇に差をつけるものではなく、期首、

中間、期末に上司と部下が面談を実施し、職員個人が自分の強みと弱みを認識することで、次年度に向けた改善や目標設定を考えるきっかけとなることを目指した、職員の能力向上と組織の活性化を目的とする人材育成に主眼をおいた制度設計とする方針といたしたものでございます。

それでは、はじめに、1. 昇給への活用についてであります。(1)対象とする人事評価結果についてであります。昇給日である1月1日の直近となる前年度の総合評価結果を用いることとします。なお、総合評価結果とは、能力評価及び業績評価結果とを合計したものです。次に、(2)勤務成績区分の決定方法についてであります。表の右側の総合評価結果の点数に応じて、勤務成績区分を表の左側の「極めて良好である職員」から「良好でない職員」の5つに区分します。次に、(3)勤務成績区分ごとの標準昇給号給数についてですが、現行、特定職員である部長級職員を除く55歳以下の職員は、定期昇給として、毎年、原則4号給昇給することとなっておりますが、活用後は、先ほどの勤務成績区分に応じて、中位に位置する「良好である職員」を4号給として、昇給号数をそれぞれ、この表に基づき2号給から6号給の間で決定することといたします。55歳以下の部長級職員につきましては括弧内の数字を、また、55歳を超える職員につきましては、下の段の数字を昇給号数として適用することといたします。

それでは、2ページをご覧くださいませでしょうか。上段の表の部分のご説明となりますが、昇給日の1年以内に懲戒処分を受けた職員にあっては、先ほどの表に基づき決定した昇給号数から、処分の程度に応じ、1号給から3号給を減じるものといたします。次に、2. 勤勉手当への活用についてでございます。はじめに、(1)対象とする人事評価結果についてですが、勤勉手当の支給基準日である6月1日及び12月1日の直近となる前年度の業績評価結果を用いることといたします。次に、(2)勤務成績区分の決定方法についてであります。①再任用職員以外の職員につきましては、表の右側の業績評価結果に応じて、勤務成績区分を、表の左側の「特に優秀な職員」から「良好でない職員」の4つの区分に、また、②再任用職員につきましては「優秀な職員」から「良好でない職員」の3つの区分に区分いたします。

次に、3ページとなりますが、(3)勤務成績区分ごとの成績率についてでございます。勤勉手当の額につきましては、勤勉手当基礎額に、勤務期間による割合である期間率と成績率を乗じて算出することとなっております。はじめに、①

再任用職員以外の職員につきましては、成績率は、現在、標準で100分の95となっておりませんが、特に優秀な職員にあつては、標準よりも5ポイントから10ポイント高い、100分の100超から100分の105以下の範囲内で、また優秀な職員にあつては100分の95超から標準よりも5ポイント高い100分の100以下、良好な職員にあつては標準よりも0.5ポイント低い100分の94.5以上から100分の95以下、良好でない職員にあつては、100分の94.5未満といたします。②再任用職員につきましては、現在、標準で100分の45となっておりまして、勤務成績区分ごとの成績率につきましては、この表のとおりとなっております。なお、③懲戒処分に係る勤勉手当の成績率につきましては、既に適用を行っているところでございますが、その処分の程度に応じ、さきほど申しあげた勤務成績区分に基づく成績率に関わらず、この表の成績率を適用することといたします。

次に、3. 人事評価結果活用調整会議についてでございますが、人事評価結果を昇給及び勤勉手当へ活用するにあたりましては、町長、副町長及び教育長の特別職3名で構成する人事評価結果活用調整会議におきまして、勤勉手当の成績率の決定等を行うこととします。

最後に、4. 適用範囲及び施行期日等についてであります。まずは、部長級及び課長級の職員を対象に、本年4月1日から施行してまいりたいと考えております。また、部課長級の職員以外の職員につきましては、部課長級職員の状況を踏まえ、順次、適用を図ってまいりたいと考えております。

以上、各課報告事項の2番目、人事評価結果の昇給及び勤勉手当への活用につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

ございませんか。そうしましたら私から少しお尋ねしたいんですけども、私この制度自体そもそも問題があるということで以前から指摘はしてきたんですけど、法律の中で定められてしまつて、いよいよ導入せざるを得ないという状況だと思つていますが、いろいろ点数にをつけて評価をするということですが、これは絶対

評価なのか、その点について確認したいと思います。 仲村総務課長。

総務課長 まず、こちらのそれぞれの総合評価、また業績評価に基づく勤務成績区分につきましては、その点数に応じてこの区分が決まるという意味では絶対という形になっております。最終的に勤勉手当に反映するということになった場合につきましては、額の上限が定められておりますので、その上限に応じて配分をいたすという点では、一定程度相対化するということはございます。

委員長 枠があって、その中で低い点数もつけやないかん人が出てくるっていうことで、じゃあそういう点数をつけられてしまうと、職員さんがやっぱり仕事やる気なくしてしまうということに繋がるんじゃないかなと思うんですけども、そこはどう考えてはるんですか。

総務課長 あくまで処遇の反映の中でですね、やや良好でないであったり、良好でない職員を、その良好である職員のためにむりやり作り出すということにはございませんので、そのあたりにつきましては、通常の勤務をしている職員がやる気をなくすということはないということで考えております。

委員長 理解の仕方なんですけど、上乘せ部分について範囲があって割り振ると。暫時休憩します。

(午前10時08分 休憩)

(午前10時10分 再開)

委員長 再開いたします。今、休憩中に一定、説明もいただきまして、その実施の運用についてはある程度理解させていただきます。

あと、今度導入されるにあたって、職員組合と話し合いをしていただいていると思いますが、その結果についてはどうだったのかお尋ねしたいです。

総務課長 労働組合とは去る3月10日にこの資料をもちまして、部課長級職員への導入ということをご説明をさせていただいておりますが、特に組合員に直接、これに

については影響するものでないので、こちらの部課長級職員の導入については特に反対とかいう意見もいただいていないところです。ただ、今後、部課長級以外の職員、組合員への適用にあたりましては、組合員としても議論を深めていって、また協議をさせていただくということで協議を終えている状況でございます。

委員長 そうしましたら、今後もきちっと組合と話し合いをしていただいて、合意を前提にやっぱり進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

他にございませんか。 横田委員。

横田委員 ちょっとお聞きしますけど、どのような評価項目があって、何項目ぐらいあるのか教えていただけますか。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 まず能力評価で申しあげますと、それぞれの職階に応じて評価項目がかわってございます。一般の職員につきましては、職務遂行能力であったり、コミュニケーション能力というのが基本的なところでございます。また、管理職になりますと、その部下の管理能力、リーダーシップというところを問うようなものがございまして、多い項目では11項目の能力評価の項目がございまして、また業績評価におきましては、それぞれの職員におきまして、3つから5つのまず目標を定めまして、それを1年間かけてやっていきまして、面談におきまして、その達成度をはかるというような指標のほうで評価をしておるという状況でございます。

横田委員 ありがとうございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(3)非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(案)について、理事者の報告を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

各課報告事項（３）、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）についてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料番号３の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）について、という標題の資料をご覧くださいませでしょうか。

本町の消防団員の公務災害における補償額等につきましては、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例において定めているところでございますが、この補償額につきましては、国の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に準拠し、定めているところでございます。国におきましては、最近における社会経済情勢に鑑み、消防団員等の処遇の改善を図る観点から、消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償の補償基礎額を改定するため、現在、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正手続きを進められているところでございます。

その政令の改正内容につきまして、１．改正の概要についてですが、（１）補償基礎額の改定といたしまして、①消防団員におきましては、この表にございますように、階級及び勤務年数に応じ、最大１００円、②消防作業従事者等として、民間協力者につきましても、１００円、補償基礎額を引き上げるものになってございます。次に、２．施行期日等についてであります。国におきましては、公布日を本年３月下旬、施行日を本年４月１日として、手続きを進められているところでございます。次に、３．経過措置についてですが、改正後の補償基礎額につきましては、令和２年４月１日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用いたします。なお、本町の消防団員の公務災害の補償を定める「斑鳩町消防団員等公務災害補償条例」に規定しております補償基礎額につきまして、本政令の改正に準じ、改定を行う必要が生じます。政令の改正スケジュールの関係上、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、３月末に専決処分をさせていただき、予定をしておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上、各課報告事項の３番目、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(4)新型コロナウイルス感染症に関する国の保育関連支援策について、理事者の報告を求めます。 栗本生涯学習課長。

生涯学習課長 各課報告事項(4)新型コロナウイルス感染症に関する国の保育関連支援策につきまして、ご報告をさせていただきます。

令和2年3月10日に決定されました「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応―第2弾―」を受けまして、国におきまして、学童保育等における緊急対応策として、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休校により、午前中から学童保育室を開設するための人材確保等に要する経費、また感染症拡大防止のための必要となる物品等の購入経費を補助する事業が実施されることとなり、本議会最終日に、補正予算を上程させていただく予定でございます。

なお、本補正予算におきましては、人件費にかかりますものを除き、本年度末までに事業を完了することができないことから、繰越明許費として予算措置をお願いをいたしますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

また、保育所に関します対応策につきましては、昨日の厚生常任委員会で報告されたところでございます。

以上、新型コロナウイルス感染症に関する国の保育関連支援策についてのご報告とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思えます。

ただいま栗本課長からもありましたように、昨日開催されました厚生常任委員会において、保育園、その所管に関する内容につきましては報告されておりますので、そのことを申し添えておきます。

それでは、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 他に理事者側から報告しておくことはございませんか。 仲村総務課長。

総務課長 総務課から1点ございます。全国瞬時警報システム(Jアラート)に係る情報伝達の不具合の解消についてでございます。先月の本委員会におきまして、全国瞬時警報システム(Jアラート)全国一斉情報伝達訓練におきまして、本町のJアラート機器に情報は届いたものの、本町において、その情報が自動配信により、登録制の防災情報メールに配信されなかったという不具合が生じた旨、ご報告をさせていただいておりましたが、メールのセキュリティ設定によりメールの送信が阻害されておった状態であったということが判明をいたしまして、改善を図りました結果、現在、送信が可能という状態になってございます。

今後、同様の状況が生じないように、テスト等の実施も通じまして、対応を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、全国瞬時警報システム(Jアラート)に係る情報伝達の不具合の解消につきましてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 学校給食のことでちょっとお伺いします。3月3日から休校になりまして、学校給食はそのひと月ほど前から献立をたてられて、各業者に発注されていると思うんですけども、学校が休校になったために給食もされないということで、業者のほうへはどのようにされているのか、ちょっと教えてください。

委員長 安藤教育委員会総務課長。

教委総務課長 給食の予定していた食材等につきましては、ちょうどキャンセルができております。実際、3月3日から臨時休業ということで行ったわけなんですけれども、3月2日は月曜日で通常の給食を実施をいたしました。その2日まで給食を行ったわけなんですけれども、それにつきましては子どもたちにきっちり指導するというところもございましたし、あと、給食のキャンセルするという、その期限もちょうど2日ということで、その時点でキャンセルが間に合ったということもございましたので、2日は1日授業を行って、給食も提供して、最終終えたというところがございますので、食材のキャンセルにつきましては、きっちりと間に合っているというような状況でございます。

嶋田委員 きっちり間に合っていると今おっしゃいましたけれども、業者によっては特異なもので、発注すると、そやけどキャンセルできないと、そういうふうなことを聞いております。その場合の補償なんかはどうなるんですかね。結局、業者が食材を発注しますわね、学校の栄養士さんが業者に発注する、その業者がまた業者に発注すると、それで間に合わなくて、泣く泣くキャンセルできたというふうなことをおっしゃっている場合もあろうかと思うんですけれども、そこら辺まず把握してはるんですか。キャンセルできたということだから、把握されてないとは思いますが、業者によってはもう発注して泣く泣く目つぶるような感じでされているところもあると聞いておりますが、そこら辺どうなんですかね。

教委総務課長 各学校、栄養士、そして給食業者のほうからもなんですけど、特にそういった声は聞いておりませんので、特段何か支障が生じているということはないというふうに認識しております。

嶋田委員 キャンセルはうまいこといったと、先ほども、今もおっしゃってますけれども、業者によっては、泣く泣く言うことを聞いているというふうなことを聞いておりますんでね、再度業者にキャンセルがうまいこといっているのかどうか確認していただきたいと思います。ほんで、もしかいてないということが発覚すれば、補償等、また考えていっていただきたいなと思います。

委員長 他にございませんか。 伴委員。

伴委員

役場の組織について質問させていただきます。ちょうど1年前に私、議長させていただいているときに、この総務委員会に一番関わることやからこの場で話しさせていただきますが、あの時、組織の変更、軽微なというか、小さい変更、私にしたらそういうふう感じたんで、そういう表現させていただきますけど、そういう話があり、そしてはっきり言うて、なぜその話をしたかという、この委員会でも話させていただいたと思いますが、結局、総務委員会のボリュームが非常に多い。教育委員会には学童保育あたりが入ってき、またまちづくりという形の課ができ、その中に観光、今まで建設水道委員会の所管やったものが入ってき、という形で、非常にボリュームが委員会によってすごい差が出てしまっていると、これを是正できないかという形でお話させていただいた。そして今年度はなかなか難しい、次年度という話があり、この3月一切そういうような形で、組織をこうしていきたいと議会にそういう話も現時点で入ってきてないと、このままいかれるんかなと。ちょっとそのあたりの考え方、正直言うて、私ら議会からしますと非常にボリュームがあまりにも違いすぎてしまっているんで、やっぱりそこに偏りが出てしまうと。だからきれいに均一にいかなくても、委員会で言えば、だいたい倍ぐらいのボリュームが、多いのと、この総務が一番多いと思ってます。それに対してどう考えておられるのか、もう一度お聞きしたいです。

委員長

乾副町長。

副町長

今のこの現行の組織機構の中で、見直しが必要であるという大きなもののひとつとして、子育て支援でございます児童虐待の関係で、これを体制を強化しておこうということで、子ども家庭総合支援拠点の設置というものが、これ国から令和4年度末までに設置してくださいということで要請がかかっております。これに向けて、所管の部の編成、複数の課にまたがる関係もございまして、令和2年度に検討を加えて、令和3年度からこの総合支援拠点を設置したいと考えておりますので、この所管部については機構改革の見直しをやっていきたいというふうに考えております。その他の部につきましても、これに合わせてどういうふうに行行政の課題がクリアできるのかということも含めて、どのように効率的にやっっていけばいいのか、ということも含めて、この行政組織の見直しというのも、この令和2年度に検討を加えて、令和3年度からやっていきたいというふうに、今

現在は考えているところでございます。

伴委員

結局、国からのそういう形で町のほうに、こういうような形でっていうような子ども関係の、わかりますが、それ以外の課もありますわな。これ正直言って昨年からそれがあったから3年に延びるっていうようなものではないように私は思いまんねん。まあ言えば、今現在も常任委員会どうして非常にボリュームが違くと、せやからここに座っていただいている理事者側の人の数も私傍聴させてもらって、またここに座らせてもらって委員として座らせてもらって違うように思います。元々、私ここによせていただいた10年以上前からすると非常にばらつき、あの時ある程度均一化されてたような感じがします。それに比べ、組織改革されることは結構です。その中でそういうようなことが出た時には、すみやかにそういうことも考えていっていただきたい。そして1年というような形のことで、今年はだから難しいんやと、そして今年聞いたらまた来年やと、そんな形にまたなってしまう。子どものそれはよろしいでんが、それはまた国からきたやつで、また変えてくれはったらよろしいでんが。そやけどそれ以外のものは動かさずやろ。それで、そういうような努力をしたけど、なかなか難しいんやと、こういう理由で難しいんやと、そういうことであれば私、そら別にもう。やっぱり役場の事業大事ですよってに、それは議会のほうで偏りが出たかて、なるほどこういう理由で仕方ないんやなど、こういうように思いますけども、今のは私からしたら納得できる説明になってないんですわ。もう一度お願いします。

委員長

乾副町長。

副町長

令和2年度につきましては、今、第5次の総合計画も策定中でございますし、また1400年御遠忌ということもございますので、令和2年度につきましては、現行の体制のままいかせていただいて、そして令和3年度から今の子育ての関係もでございます、またほかの部局もでございますので、それらもあわせて組織改革の見直しというものも考えていきたい、そして令和3年度からは第5次総計の初年度でもございますので、これに合わせて機構改革もやっていきたいというふうに考えております。

伴委員

決して批判的なことを私言いたないんですわ。せやけど正直言って第5次の総合計画にしたかて、御遠忌にしたかて、急に決まったものと違いますわな。前からわかっていることですわ。せやったら2年かけてやっていきたいという感じで説明してくれはったらそれでええと思いますねん。決して否定的には言いたくないんですわ。だけどもあ言うたら来年、そしてまた来年と、これはないんちやいまっしゃるか。まあ言うたらなんか先延ばしされてる、別にそれやったらこういう理由でできまへんねんというような形で話していったらいいと思いますねん。議会と理事者側と、いろんな形で意見交換していったらいいと思いますねん。ところが来年や、ほんだらまた来年や、これははっきり言って総合計画わかった話でんが。せやから、この段階になって、それ以上言いませんけど、はっきり言ってその場限りのような答弁は僕嫌ですな。それだけ言うておきますわ。

委員長

私のほうも以前、組織なり、常任委員会の担当についてはいろいろお話はさせていただいてきたと思います。今日の総務常任委員会が町行政の組織全般についても所管する委員会であると思いますんで、今、委員からも意見出たことについては町として検討していただいて、どういう方向性を持つのか、やっぱり考え方を一定の段階でお返事いただかないと、やっぱり委員さんからも今のような心配の声が出ると思います。それについては総務常任委員会だけにかかわるものではございませんので、やはり議会運営委員会で出席していただいて、一定の段階で町の見解についてやっぱり説明していただく必要もあるかなと思います。議会運営委員長もこちらにいらっしゃいますので、私のほうからそういう形でぜひ議会運営委員会のほうですわね、町の考え方をできるだけ早い段階でお示しいただきたいと思いますので、お願いしておきたいと思います。

他にございませんか。

(な し)

委員長

そしたら私のほうからお尋ねしたいんですけど、先ほども話でてましたけども、一斉休校の関係ですわ、町として学校などとも連携とっていただいて、非常に柔軟に対応していただいてきてありがたいというふうに思ってます。3日の臨時休校からだいたい2週間今経つんですけども、やっぱり子どもたちが家でじっ

としていられなくなってきたというのが、いろんな人、保護者の方からも話ありますし、またそれは高校生が特についていうことですが、繁華街に出ていってしまったとかということ、いろいろ新たな問題が発生してきていると思うんです。これについても保護者のほうから小学校・中学校のグラウンドを開放していただけないかという声を聞いています。報道見てますと、生駒市が13日からグラウンド開放して対応しているということですが、斑鳩町でもぜひ検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

安藤教育委員会総務課長。

教委総務
課長

小学校の運動場の開放ということなんですけども、開放中、もしくは自宅からの移動道中、そうしたことの安全管理という面が課題ということが考えられます。そして、実際に奈良県内で感染が確認されているということもございますので、まずやはり感染拡大を防止するということは、これは継続してやっていかなければいけないのかなと考えております。確かにおっしゃるように、生駒市で開放されているということもございますので、もう少し近隣の状況等も見ながら考えていく必要があるのかなと考えておるんですけれども、現時点におきましては、小学校の運動場を開放することは考えておりませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。

委員長

私申しあげたのは、小学校だけじゃなくて中学校もなんです。今、小学校のほうは希望を聞いて、受け入れ態勢もつくってもらってますけど、中学生については、年齢的に基本的に1人で家にいるということが難しいことではないとは思いますが、中学生でもやっぱり障害をお持ちの方等もいらっしゃいますんで、その辺はどうなのかなとちょっと気にはなっていたんですけど、それ以外にも中学生も、やっぱり余計に家でじっとしてるといのは無理だと思うんです。町内でもいろいろ飲食店とかに友達同士で何人かまとまってお昼を食べに来てはったりという光景も見ますし、やっぱり外出してはるんですよ。感染防止というのは非常に大事ではあるんですけど、見解も国のほうでもいろいろ変わってきてるというふうに思うんです。外でずっと密集していたら別ですけど、グラウンドで遊ぶ、その辺のことだったらそんな爆発的な感染にはならないという見解もありますので、課長、近隣の様子見てっておっしゃいましたけど、もう様子見てたら終

わってしまいますんでね、そこはやっぱりできるだけ早期に対応していただきたいというふうに思うんですけど、これは教育長いかがですかね。 山本教育長。

教育長

今のご質問なんですが、今、安藤課長が申しましたように、小・中学校ともに今回の感染症ウイルスのことに关しまして、確かに他府県では登校している県も出ておりますし、それから奈良県では生駒市だけだと思っんですけども、そのような学庭、開放していると。先進的にやってるとは私思っておりません。新たな取り組みを展開したなと思っんですけども、今の状況においてされていることが先進的だというのは、そのように捉えていないのはなぜかと言いますと、安藤課長言いましたように、小学校におきましては、やっぱり安全が保障できない、これは大きな問題です。奈良市等々におきましては、子どもたちが自由に登校してまいります。ですから集団登校ではございませんので、斑鳩町は集団登校ですので、そういった観点からいくとボランティアの方々、そのような方々の力を借りるというには、誰が、いつ、どこで、どのような状態で集まって登校するのも把握できないなかでは実施できない。そして中学校におきましても、同じように感染症拡大対策がどのようなものか周知徹底は担任からしてはもらってるんですけども、委員長おっしゃるように、いろんな思いの子がおります。そういった中で、じゃあ部活動の枠を広げて、ほとんど100パーセントに近い子どもたちが部活動入っておりますんで、単に無条件で学校、運動場、それから図書館を開放するということにつきましては、こちらとしては躊躇するというよりはしたくない状況がございます。積極的にするのであれば、部活動のほうを開放していくほうがいいのかなと思ってるんですけども、24日までは、19日に文科省からどのような、また県からどのような通知がくるかわかりませんが、それを受けての対応になろうかと思っんですけども、春季休業中が始まりましたら、新たな対策を講じてまいりたいと、そしてもうひとつは24日なんですけども、24日は最終日になっておるんですけども、これは斑鳩町としては登校日にしたいと思っております。登校日にして小・中学校とも、特に小学生のお子さんに関しては、図書館も開放しながら、また運動場も遊んでもらうというのは、それもあるわけなんですけども、やはり最後ですので、修了ということで、これは一斉に体育館に入れることは考えておりません。一斉校内放送で校長の方から終業の話をする。担任と子どもたちが聞いて今回のことがどういう状況なのか、ということも踏ま

えて春休みの過ごし方、また新学年度の取り組み等々展開してまいりたい。今現在、小学校もそうなんですけど、昨日も把握させてもらっているんですけど、担任が曜日によって、すべての子どもに電話してくれています。電話つかない子どもたちについてはどのような形で連絡しようかと思っているほど家庭訪問してくださいねという話もしているんですけども、そういう形で担任の先生が一人ひとりとキャッチボールしながら健康状態とか宿題の状況とか、もうちょっと頑張ろうねという話も含めて展開していただいている、つまり心のケアを中心にやらせていただいているのがいま現状でございます。私、部活動の話をしましたけども、この部活動に関しましては、他市町の状況を考えても、実施しないともう早々とやっている市もでございます。しかし、斑鳩町としては早々とは決めるつもりはございません。19日の、先ほども申しましたように、特に大きな状況、また近隣の市町で大きな状況がなかったときには、部活動のあり方に関しましては、当然こちらから縛りはかけさせていただきますけど、上限の時間を設けながら、室内と室外、屋内と屋外のスポーツによっても違いますし、それから接触するしないの部活動によっても違いますので、そういったところも把握しながら、もし可能ならば、春季休業中に入れば実施も考えていきたいなど、いわゆる25日からの春季休業中につきまして、今委員長が述べられたことにつきましては、積極的に対応も含めて考えてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

委員長

わかりました。教育委員会のほうでも学校のほうでも、かなり詳細にそれぞれの、特に小学生の児童については状況を把握していただいているのかなど。当然、各家庭、電話なり訪問するなりで、子どもだけでなく保護者の声も聞いておられるでしょうから、その辺についてはいろいろ情報把握していただいたうえでどのような判断がいいのか、というのは、教育委員会の対応について見させていただきたいと思います。小学校と中学校、小学生と中学生また違いますので、そのおっしゃるようなどういう形の対応がいいのかというのも今、検討していただいているというところがわかりましたので、一定その基準が19日にあるということですので、私もそれを見させていただいて、またいろいろその後も保護者から声がありましたら、またいろいろ教育委員会、学校にもその声を届けさせていただいて、また対応を求めていきたいと思いますので、検討については十分していただいて、引き続き柔軟に対応していただきますようお願いをしておきます。

他、ございませんか。

(な し)

委員長

そうしましたら、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査についてお諮りいたします。

ただいま、配布しています申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午前10時45分 閉会)